

参考資料

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

附属資料

産業労働局

| | |
|-----------------------------------|---|
| I 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 | |
| 【産業労働局関係】 …… | 1 |

I 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表
【産業労働局関係】

【事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表】

| 改 正 | | 現 行 | |
|---|---|--|-----|
| 第1条～第3条（略） 別表（第3条関係） | | 第1条～第3条（略） 別表（第3条関係） | |
| 1～117（略） | （略） | 1～117（略） | （略） |
| 118 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（その地区が一の市町村の区域を超えないものに限る。）及び企業組合であっていずれも主たる事務所がその市町村の区域にあるもの限り、事業協同組合及び事業協同小組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。以下この項において「組合」という。） (1)～(5)（略） (6) <u>法第9条の7の5第1項</u> （法第9条の9第5項において準用する場合を | 118 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（その地区が一の市町村の区域を超えないものに限る。）及び企業組合であっていずれも主たる事務所がその市町村の区域にあるもの限り、事業協同組合及び事業協同小組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。以下この項において「組合」という。） (6)～(5)（略） (6) <u>法第9条の7の5第2項</u> （法第9条の9第5項において準用する場合を | <u>横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町</u> <u>市町村</u> | |

| 改 正 | | 現 行 | |
|---|--|---|--|
| <p>含む。(7)及び(8)において同じ。)において準用する保険業法（平成7年法律第105号）<u>第305条第1項</u>の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務及び財産に関し参考となるべき報告並びに資料の提出を命じ、並びに職員に当該共済代理店の事務所に立ち入らせ、業務及び財産の状況並びに帳簿書類その他の物件を検査させ、並びに関係者に質問させること。</p> <p>(7) <u>法第9条の7の5第1項</u>において準用する保険業法第306条の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) <u>法第9条の7の5第1項</u>において準用する保険業法第307条第1項の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店が同項第3号に該当するときは、当該共済代理店に対し、共済契約の募集の停止を命ずること。</p> | | <p>含む。(7)及び(8)において同じ。)において準用する保険業法（平成7年法律第105号）<u>第305条</u>___の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務及び財産に関し参考となるべき報告並びに資料の提出を命じ、並びに職員に当該共済代理店の事務所に立ち入らせ、業務及び財産の状況並びに帳簿書類その他の物件を検査させ、並びに関係者に質問させること。</p> <p>(7) <u>法第9条の7の5第2項</u>において準用する保険業法第306条の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) <u>法第9条の7の5第2項</u>において準用する保険業法第307条第1項の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店が同項第3号に該当するときは、当該共済代理店に対し、共済契約の募集の停止を命ずること。</p> | |

| 改 正 | | 現 行 | |
|---|----------------------------------|---|------------|
| (9)～(53) (略) | | (9)～(53) (略) | |
| 119 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（主たる事務所がその市町村の区域にある団体に係るものに限り、事業協同組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。） | <u>横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町</u> | 119 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（主たる事務所がその市町村の区域にある団体に係るものに限り、事業協同組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。） | <u>市町村</u> |
| (1)～(28) (略) | | (1)～(28) (略) | |
| 120～160 (略) | (略) | 120～160 (略) | (略) |